

金融庁  
農林水産省 告示第二十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二号）等の特例を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

金融庁長官 佐藤 隆文

農林水産大臣 石破 茂

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第一条 平成二十四年三月三十一日までの間、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第  
四条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価

証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されている  
 その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値である  
 ときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは「の額」と、第十二条第一項中「そ  
 の他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差  
 額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場  
 合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であると  
 きにおける当該合計額をいうものとする。）、「新株予約権」とあるのは「新株予約権」とする。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（

平成十八年金融融庁告示第三号）第四条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六  
 農林水産省

十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価  
 差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッ  
 ジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合に

あつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。

以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。（）の合計額」とあるのは「の額」と、第十二条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。

ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。（）、新株予約権」とあるのは「新株予約権」とする。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条に規定する基準は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第

四号。次項において「農林中央金庫告示」という。）を次項により読み替えた基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、農林中央金庫が新基準を採用する場合には、平成二

十四年三月三十一日までの間これを継続しなければならない。

- 2 農林中央金庫告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定によりゼロセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）」と、第六条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」と、第十七条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、第十八条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する省令第八条の二第二項及び第八条の四第四項

に規定する必要な調整を定める件の特例)

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命

金融監督庁

令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件(平成十年大蔵省告示第十五

農林水産省

号)第一条中「、基本的項目の額」とあるのは「、基本的項目の額(農業協同組合等がその経営の健全

性を判断するための基準等の特例(平成二十年金融融庁告示第二十二号。次条第一項において「特例告

農林水産省

示」という。)第一条により読み替えられた」と、第二条第一項中「告示第十二条」とあるのは「特例告

示第一条により読み替えられた告示第十二条」とする。

(漁業協同組合等の信用事業に関する省令第四条の二第二項及び第四条の五第四項に規定する必要な調整を定める件の特例)

第五条 平成二十四年三月三十一日までの間、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十五条第二項及び

金融監督庁

第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件(平成十年大蔵省告示第十九号)第一条中「、基本

農林水産省

的項目の額」とあるのは「、基本的項目の額(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基

準等の特例(平成二十年金融融庁告示第二十二号。次条第一項において「特例告示」という。)第二条

農林水産省

により読み替えられた」と、第二条第一項中「告示第十二条」とあるのは「特例告示第二条により読み替えられた告示第十二条」とする。

（農林中央金庫法の施行に関し定める告示の特例）

第六条 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫法の施行に関し定める告示（平成十三年金融農林水

産省庁告示第十三号）第四条の三第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（農業協同組合

等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融農林水産省庁告示第二十二号。以下この

項及び第四条の五第一項において「特例告示」という。）第三条第一項に規定する新基準を採用する場合

は、同条第二項により読み替えられた基準告示第十七条第一項」と、第四条の五第一項中「第五条第一項

」とあるのは「第五条第一項（特例告示第三条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項に

より読み替えられた基準告示第五条第一項とする。）」とする。

（農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第

二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の特例）

第七条 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規

定に基づき農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十四年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第五号</sup>）第一項中「（第五条第一項）」とあるのは、「。

以下この項において「基準告示」という。）第五条第一項（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二十二号</sup>）第三条第一項に規定する新基準を採用する場合、同条第二項により読み替えられた基準告示第五条第一項とする。）とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の特例）

第八条 平成二十四年三月三十一日までの間、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二十号</sup>）中「額は、」とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二

十年<sup>金 融 庁</sup>農林水産省<sup>告示第二十二号</sup>）第一条により読み替えられた」とする。

(漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の特例)

第九条 平成二十四年三月三十一日までの間、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件(平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二十一号)中「額は、」とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例(平成二十年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二十二号)第二条により読み替えられた」とする。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の特例)

第十条 平成二十四年三月三十一日までの間、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第四号)第一条中「用語は、」とあるのは「用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例(平成二十年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第二十二号)第一条により読み替えられた」とする。

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の特例)

第十一条 平成二十四年三月三十一日までの間、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示

事項(平成十九年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第五号)第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、農業協同組合等  
<sup>農林水産省</sup>

がその経営の健全性を判断するための基準等の特例(平成二十年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第二十二号)第二条によ

り読み替えられた」とする。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の特例)

第十二条 平成二十四年三月三十一日までの間、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事

項(平成十九年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第六号)第一条中「による。」とあるのは「による。ただし、農林中央金  
<sup>農林水産省</sup>

庫が農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例(平成二十年<sup>金融</sup>融<sup>庁</sup>告示第二  
<sup>農林水産省</sup>

十二号)第三条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比  
率告示において使用する用語の例による。」とする。

## 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2  
この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。